ガイドライン」の概要と送金取引に係る留意点 ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する

金融庁 檢查局総務課 專門檢查官 今野 雅司金融庁 檢查局総務課 課長補佐 昆野 明子

金融庁 監督局兼検査局総務課 課長補佐 西田 勇樹金融庁 検査局総務課 専門検査官・弁護士 高橋 良輔

ー・ローンダリング及びテロ資を対している。本年2月に「マネ解り、本年2月に「マネ解り、という)対策については、 たないのでは、 ないのでは、 ないのでは、

を示すものではない。なお、本稿において意見にわる。のでは、本稿において意見にわる。

既要がイドラインの

う)が公表されたほか、3月に

ン」(以下、「ガイドライン」とい

金供与対策に関するガイドライ

は、ガイドラインの項目のうち

送金取引に重点を置いた基本的

1 公表の背景

よる資金移転の広域化・国際化や、犯罪者集団・テロリストに国際的なテロの脅威の高まり

次取組みが進められている。

金融機関等において特に留意す

本稿では、これらを中心に、

な確認事項が発出される等、

等が見られる中で、金融機関等等が見られる中で、金融機関等に、IT技術の進展により、マに、IT技術の進展により、マに、IT技術の進展により、マに、IT技術の進展により、マに遅れをとる金融機関等ができる危険性も高まっている。ちた険性も高まっている。

転等に金融機関等が利用される集団やテロリストによる資金移集団やテロリストによる資金移

プローチ) 見合った低減措置を個別に講じ 引等を的確に検知し、 資金供与リスクの高い顧客・取 実際に直面するマネロン・テロ 下、「外為法」という)等の法令 外国為替及び外国貿易法 よる収益の移転防止に関する法 めには、 ていくこと(リスクベース・ア の国際的動向も踏まえながら、 を遵守するにとどまらず、 テムの健全性を維持していくた ことを防止し、 (以下、「犯収法」という)や 金融機関等が、 が必要不可欠であ 我が国金融シス リスクに

実務解説①

〜後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策 の仕組みについて

静岡中央銀行 コンプライアンス統括部 静岡中央銀行 顧問 内海 両部 順太

昨 年7月以降、各地の信用金

後見制度を利用する後見人が、 援預金」の導入の動きが広がり 家庭裁判所の指示書に基づき被 同等の機能をもつ預金商品で、 ている「後見制度支援信託」と によってすでに取扱いが行われ つつある。これは、信託銀行等 庫・信用組合を中心に「後見支

> お、 筆者らの個人的な意見である。 について述べるものである。な および導入に至る検討過程など の背景、その基本的な仕組み、 文中の意見にわたる部分は

扱いの背景・必要性後見支援預金の取

ば、 る。 0) 見人による成年被後見人の財産 傾向にある一方、昨今、 横領が社会問題となってい 成年後見制度の利用者が増加 平成28年の成年後見人等に 最高裁判所の調査によれ 成年後

役割に沿った取組みでもある。 中で求められている金融機関の

本稿は、

後見支援預金の導入

後見制度利用促進基本計画」の

またこれは、

政府の「成年

ことができる流動性の預金であ 後見人の預金を安全に管理する

1

後見人による不正事件

しては、成年後見監督人または 成年後見人が行う後見事務に対 依然として続いている(注1)。 いるものの、被害の多い状況が 万円)から2年連続で減少して 31件(被害額約56億7000 これは最多だった平成26年の8 よる不正 (被害額約26億円) 報告件数は502件 であった。

処分をしなかったとして、 賠償請求が認められた事件も発 後見人による横領を認識した家 しかし不正事件の中には、 れている(民法863条1項)。 家庭裁判所が監督することとさ 審判官がこれを防止する監督 成年 国家

> 援信託である。 生している ための方策の一つが後見制度支 よる不正事件を未然に防止する このように頻発する後見人に

後見制度支援信託の導入

2

託財産を払い戻したり、 使用しない金銭を信託銀行等に するのに必要十分な金銭を預貯 財産のうち、日常的な支払いを (1)信託する仕組みである。 金として後見人が管理し、 後見制度支援信託は、 本人の その信

後見制度支援信託とは

約を解約したりするにはあらか

相続人による預金の払戻しおよび遺言への対応

〜相続法改正対応(主に預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言に関する変更)を見据えて〜

稲葉総合法律事務所 弁護士

手続法の一部を改正する法律 わせて提出されました。 の保管等に関する法律案」もあ として「法務局における遺 言証書の保管制度の創設を目的 ます)が提出され、また自筆遺 案」(以下、「改正相続法」といい 回国会に「民法及び家事事件 2018年3月13日、 第 1 9 言書

自筆証書遺言の保管制度の創 自筆証書遺言の自署性の緩和、の仮払いを認める制度の創設、 庭裁判所の判断を経ずに預貯金 大きく変更するものが含まれま 今回の相続法の改正には、家 遺留分減殺請求権の金銭債 このようなルールの変更 金融機関の相続預金の払戻 (物権的効力の否定)とい 従来の相続法のルールを

> うち、 はありせん。 n すべて筆者の個人的な見解であ 筆証書遺言に関する変更を中心 を及ぼすものと考えられます。 に解説を行います。 に影響を与えると考える事項の いかなる団体に帰属するもので しに関する対応にも相応の影響 なお、本文に記載した内容は 本稿では、相続預金の払戻し 現在または過去に所属する 預貯金の仮払い制度と自

の相 対続遺 応預言 は金の払戻しへらが無い場合の

1 原則的な対応

0) 判例 預金者が死亡した場合、近時 (最大決平成28・12・19

産分割協議が未了であったり、

ため、 よっても変更はありません。 続預金の払戻しを請求された場 ついては、改正相続法の施行に じることになります。この点に で、当該相続預金の払戻しに応 人全員の同意を取得したうえ 合、原則として、預金者の相続 なる)こととされました。その の権利行使が許容されない(す 共同相続人の1人による単独で 債権は遺産分割の対象となり、 により、共同相続された預貯金 もっとも、実務上、一部の相 · 商事判例1510号37頁) 集70巻8号2121頁、 金融機関が相続人から相 預貯金債権は準共有と

いった一定の事由のために、遺 続人から、葬儀費用の支払等と (1)2 対応ない預貯金の払戻しへのの家庭裁判所の判断を経 「預貯金の仮払い制度」 の

応じるかどうかを個別に判断す

便宜的な払戻し(便宜払い)に

ることになります。

額等の具体的な事情を踏まえ、 クを勘案し、資金使途や請求金 重払いを求められる)法的リス る(よって、他の相続人から二 の払戻しによる弁済が無効とな

創設について 前述のとおり、 金融機関が

実務解説②

銀行法務21No.828 (2018年5月号)

の場合、

金融機関は、当該預金

がなされることがあります。 預金の(一部の)払戻しの申出 れなかったりするなかで、 相続人全員の同意の取得が得ら